

天井の吹付け作業中に一酸化炭素中毒

本災害は、天井の吹付塗装作業中に発生した。被災者は、内燃機関式コンプレッサーを使用して、ビルの12階バルコニー天井の吹付塗装作業を行った。作業終了に伴い、コンプレッサーを止めたところ、気分が悪くなり倒れた。発生からおよそ1時間後に同僚に発見された。救急車で病院に運ばれ、一酸化炭素中毒と診断された。

吹付塗装作業を行うにあたり、飛散防止のためのビニール状のシートをバルコニー内に張って作業を行う場所を密閉状態とし、その中で内燃機関式コンプレッサーを設置し使用していた。



この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 換気が十分できない作業場所で、内燃機関式コンプレッサーを使用したこと。
- 2 内燃機関式コンプレッサーを使用する作業場所の作業方法を含め、作業手順書を作成していなかったこと。
- 3 コンプレッサーの設置場所の確認と換気が行われていなかったこと。

同種災害を防止するためには、次の対策を徹底する必要がある。

- 1 換気が不十分な作業場所で、内燃機関式コンプレッサーを使用しないこと。
- 2 内燃機関式コンプレッサーを置いている場所を施工する場合の、作業方法等を明確に示した作業手順書を作成すること。
- 3 コンプレッサーの設置場所を確認するとともに、必要な場合には排風機を設置するなどにより強制換気を行うこと。